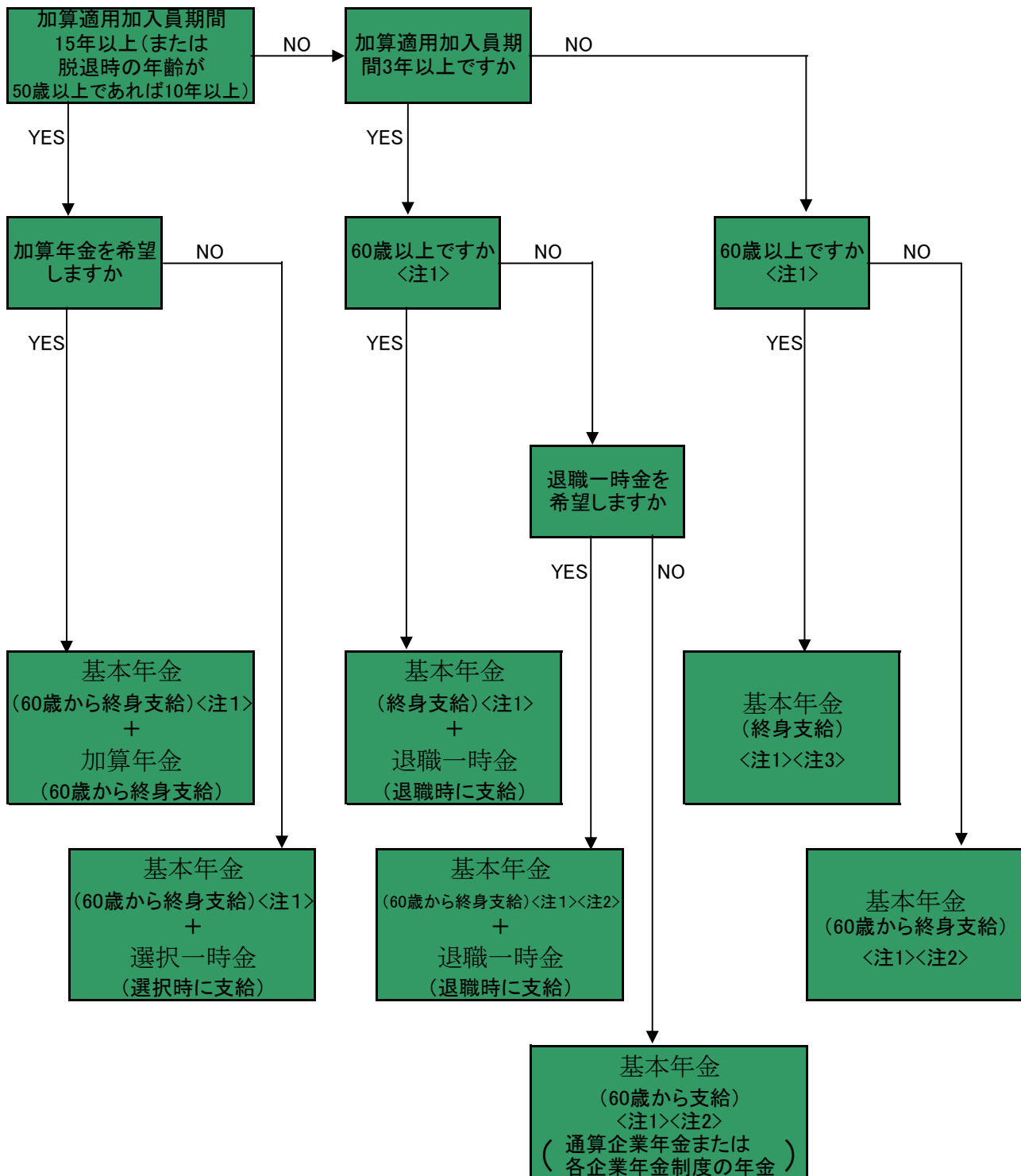


●年金&一時金のYes or No チャート

あなたが退職したとき、このような給付が受けられます。



<注1> 平成25年4月から支給開始年齢が61歳から65歳に段階的に引き上げられます。

<注2> 加入員期間が15年未満で基金を脱退(退職)した場合(中途脱退者といいますが)、企業年金連合会から基本年金が支給されます。

<注3> 65歳に達した人は、特例として基本年金の他に退職一時金が支給されます。